

第4回

新町の事務所の位置等検討小委員会

会 議 資 料

平成16年2月16日(月)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第4回新町の事務所の位置等検討小委員会会議次第

と き：平成16年2月16日(月)

ところ：美方町総合センター

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

協議第3号(継続)庁舎機能のあり方について

5 その他

今後の小委員会開催日程について

平成16年2月28日(土)9時～ 香住町地域福祉センター

6 閉 会

新町の事務所の位置等検討小委員会名簿

区 分			氏 名
1	規約第8条第1項第1号委員	美方町長職務代理者	上 田 節 郎
2	規約第8条第1項第1号委員	村岡町長	岩 槻 健
3	規約第8条第1項第1号委員	香住町長	藤 原 久 嗣
4	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議長	吉 田 範 明
5	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議員	本 城 繁 信
6	規約第8条第1項第2号委員	村岡町議会議長	谷 淵 栄 一
7	規約第8条第1項第2号委員	村岡町議会議員	板 坂 公 二
8	規約第8条第1項第2号委員	香住町議会議長	上 田 孝
9	規約第8条第1項第2号委員	香住町議会議員	橘 秀 夫
10	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	中 村 治 泰
11	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	朝 倉 富 征
12	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	三 好 忠 男
13	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	井 上 源 一
14	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	柴 崎 一 秀
15	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	中 村 暁

協議第3号

庁舎機能のあり方について（継続）

2. 庁舎の位置を定める条例の事例（東かがわ市）

東かがわ市役所の位置を定める条例

平成15年4月1日
条例第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、東かがわ市役所の位置を次のように定める。

東かがわ市湊1847番地1

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

東かがわ市支所及び出張所設置条例

平成15年4月1日
条例第12号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置する。

（名称、位置及び所管区域）

第2条 支所及び出張所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 市長は、市民の利便を優先するとともに、事務の効率化を図るために、支所及び出張所の所管区域は特定しないものとする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
東かがわ市引田支所	東かがわ市引田513番地1
東かがわ市大内支所	東かがわ市三本松1172番地
東かがわ市福栄出張所	東かがわ市与田山409番地
東かがわ市五名出張所	東かがわ市五名1402番地4

(篠山市)

事務所の位置を定める条例

平成 1 1 年 4 月 1 日
条例第 1 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 4 条第 1 項により、篠山市の事務所
の位置を篠山市北新町 4 1 番地に置く。

附 則

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

篠山市支所設置条例

平成 1 1 年 4 月 1 日
条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 155 条第 1 項の規定に基づ
き、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所を設置する。

(名称及び位置等)

第 2 条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
篠山市城東支所	篠山市日置 3 8 5 番地の 1	旧城東町区域
篠山市多紀支所	篠山市福住 3 4 4 番地の 1	旧多紀町区域
篠山市西紀支所	篠山市宮田 2 4 0 番地	旧西紀町区域
篠山市丹南支所	篠山市杉 7 番地の 1	旧丹南町区域
篠山市今田支所	篠山市今田町今田新田 1 4 番地の 1	旧今田町区域

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。